

答申案（骨格）と子どもの権利擁護を推進するための方策の整理について

杉並区における子どもの権利に関する条例制定を見据えた、
子どもの権利擁護の考え方や区・地域団体・事業者等の役割、
相談支援の仕組みなど本区における子どもの権利擁護を
より一層推進するために必要な方策について（答申骨格案）

凡例

【方向性】

これまでの審議等を踏まえ、記載内容の方向性（案）を示しました。

- さらに具体的な議論が必要と思われる事項について記載しました。

■ はじめに ～答申の取りまとめに当たり～

■ 目次

1 杉並区の子どもの現状

【方向性】

「子どもと子育て家庭の実態調査」や各種基礎データ、これまでに行なってきた子どもからの意見聴取やワークショップ等での子どもたちの声や思い、審議会における意見等からまとめる。

2 子どもの権利保障と条例

(1) 条例の構成等

- 条例の名称や形式（表記）、構成（前文を置くか等）について

(2) 条例の前文と条例の基本的な考え方

- 前文を設ける際の基本的な考え方や内容、規定するうえでの工夫や、注意が必要な事項等について

(3) 「子ども」の表記及び定義

- 「子ども」の表記について（子ども・こども・子供）

【方向性】（第3回審議会における議論を元にまとめる）

「定義」としては、条例の対象となる「子ども」は原則として18歳未満を対象とするが、年齢で区切ることによる弊害へのフォローや、若者施策の重要性についても示していく。また、年齢以外の要件については在住・在勤・在学を原則とする。

(4) 「子どもの権利」の規定

【方向性】（子どもの権利検討部会及び子どもワークショップの議論を元にまとめる）

「子どもの権利条約」における一般原則を規定したうえで、子どもの生活の場面で不可欠な権利を個別に規定していく。

3 おとなの役割

【方向性】（各主体の役割検討部会の議論を元にまとめる）

子どもの権利を保障するために必要な各主体とその定義、及び果たすべき役割（責務）を示す。

4 子どもの権利保障

【方向性】（各主体の役割検討部会の議論を元にまとめる）

② - (4) で示した「子どもの権利」、③で示した「おとなの役割」を踏まえて、子どものいるそれぞれの場所・場面での権利保障について示す。

5 子どもの権利保障を推進するために必要な方策等

- 「子どもにやさしいまち」にしていくために子どもの権利を保障し続ける仕組みや、子どもの権利の普及啓発について（野村会長作成資料（資料7）での提案を踏まえて）

6 子どもの参加の仕組み

- 子どもの意見表明及び参加について（野村会長作成資料（資料7）での提案を踏まえて）

7 相談・救済の仕組み

【方向性】（第3回審議会における議論を元にまとめる）

子どもの権利が侵害されたり、困難に直面した場合などに、子どもの気持ちや思い、意見や考えを大切にしながら子どもにとって最も良い形で救済を図るため、実効性のある相談・救済の仕組みである「救済機関」の設置について示す。